

岐阜県における青少年の安全安心なネット利用推進の取り組み

～ネット安全・安心ぎふコンソーシアムの活動の経緯から～

村瀬 康一郎^{*1}・遠藤 隆弘^{*2}・堀場 敦子^{*2}・山内 茂樹^{*2}

岐阜県では、青少年の安全で安心な携帯電話やネットワーク利用の啓発活動を県全体で取り組むために、平成21年に学識経験者、保護者関係団体、青少年関係団体、企業関係者、学校関係者、教育委員会、行政機関を構成員とする「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」を設立した。本稿では、このコンソーシアムのこれまでの活動の経緯とその成果について報告する。

〈キーワード〉安全・安心なネット利用、青少年健全育成、情報モラル教育、県民運動

I. 青少年を取り巻くインターネット環境の情勢(背景)

インターネットや携帯電話が普及し、青少年が手軽にインターネットを利用できる環境が整備された平成13年頃から、出会い系サイトを利用した青少年が性犯罪等の被害に遭う事件が急増した。このため、出会い系サイトに起因する性犯罪被害等から18歳未満の青少年を守る事を目的として平成15年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が施行され、出会い系サイトにおいて青少年との交際を目的とした書き込みが禁止されるなどの規制が行われるようになった。

その後、平成18年には、NTT docomo 社の i モード利用者が4,500万人を突破し、当時の岐阜県内の青少年の携帯電話所持率も、高校生では95%以上、中学生でも

30%を超え、青少年のインターネット利用が進むとともに、インターネットにおけるいじめや詐欺、有害情報閲覧等、インターネットを利用した青少年が被害に遭う問題が深刻化していった。

こうした状況に対応するため、国は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下「青少年インターネット環境整備法」)平成20年6月18日公布、平成21年4月1日施行)を定めた。同法は、国や地方公共団体に対しては青少年に対する情報モラル教育の推進、携帯電話販売事業者には青少年が使用する携帯電話については原則フィルタリングの設定を義務付けるなど、その後の青少年の安全なインターネット利用の取組について大きな影響を与えるものとなった。

＜岐阜県青少年健全育成条例 改正の概要 (H17.10.6改正)＞

1 青少年のインターネット利用に関して、関係者、事業者等の努力義務規定を新設。(第31条)

- (1) 保護者、学校及び職場の関係者、その他青少年の育成に携わる者
青少年に有害情報を閲覧させないよう、また、有害情報に対する健全な判断能力の育成のための啓発・教育に努める。
- (2) 学校、公共機関その他青少年にインターネットを利用させる施設、店舗等
フィルタリングソフトの導入などの方法により、青少年に有害情報を閲覧させないよう努める。
- (3) パソコンや携帯電話の販売店、インターネットプロバイダ等
青少年がインターネットで有害情報を閲覧することを防止するため、フィルタリングなどの情報提供に努める。

2 インターネットカフェ及びマンガ喫茶を、青少年の深夜(22時～4時)入場禁止の対象施設に追加。(違反者には20万円以下の罰金又は科料) (第30条)

図1 岐阜県青少年健全育成条例改正の事例

*1 岐阜大学教育学部附属学習協創開発研究センター *2 岐阜県環境生活部私学振興・青少年課

II. 行政機関としての岐阜県の対応

県においては、青少年がインターネットにより有害情報に触れる機会の増加や、掲示板等を介しての誹謗中傷による事件や出会い系サイトによる犯罪に絡む危険性を憂慮していたことから、平成17年に「岐阜県青少年健全育成条例」の改正が行われ、青少年のインターネット利用に関して、保護者には有害情報を閲覧させないよう努めること、学校や公共機関等の施設等にはフィルタリングソフトの導入、携帯電話等の販売店やプロバイダにはフィルタリングなどの情報提供などの努力義務規定が設けられるとともに、青少年の深夜入場禁止対象施設にインターネットカフェ等が追加されることとなった(図1)。

また、県の施策は、知事部局、教育委員会及び県警本部でそれぞれ保護者や青少年に対する安全なインターネット利用の啓発、教員に対する情報モラル研修などが行われていたが、より効果的な施策展開を図るため、平成20年2月に県の関係機関による連絡会議が設置され、緊密な連携のもと施策の検討や情報共有、所要の調整等を行う体制が整備された。

更に、平成20年には青少年のインターネット被害を防ぐためのフィルタリング利用の徹底等の方策に関して、携帯電話事業者と県が情報を共有し、有効な啓発方

法等を検討するため「携帯電話の安全・安心利用に関する事業者との連携会議」が開催され、青少年や保護者に対して行う啓発・教育活動や、「青少年インターネット環境整備法」への対応について情報交換を行うなど、インターネットの安全利用に取り組む関係者との連携体制が構築されていった。

しかし、平成21年の青少年インターネット環境整備法の施行による、青少年の使用する携帯電話端末等へのフィルタリングの原則義務化にともない、県、関係機関、団体、事業者が連携し、様々な啓発活動が行われたにもかかわらず、保護者がフィルタリングを利用しない旨を申し出るケースも多く、青少年のフィルタリング利用率は、60%前後にとどまっていた。

また、平成25年11月には、小・中学校の保護者等で構成された県PTA連合会から、インターネットの規制と携帯電話の使用に関する指導の強化について、県に対して条例等での強固な施策の立案が要望された。

こうした状況の中、平成26年7月、事業者に対し、携帯電話端末等の使用者に対する確認や有害情報に接する機会が生じることなどの説明、フィルタリングの内容説明等を義務付けるとともに、保護者に対し、フィルタリングを利用しない旨を申し出る場合には、正当な理由

<岐阜県青少年健全育成条例 改正の概要 (H26. 10. 15 改正) >

携帯電話事業者・販売店に対する使用者の確認やフィルタリングの説明、保護者に対するフィルタリングを利用しない場合の書面の提出について義務付けるとともに、県の責務として、普及啓発や情報提供、携帯電話事業者や販売店への立入調査を規定。

1 携帯電話事業者・販売店の義務

- ・使用者が青少年(18歳未満)かどうかの確認(第31条の2 1項)
- ・保護者に対し、フィルタリングの必要性等の説明や書面の交付(第31条の2 2項)
※スマートフォンによる無線LANの回線接続を含む。
- ・保護者からの提出書面を契約終了又は満18歳まで保管(第31条の3 3項)

2 保護者の義務

- ・フィルタリングを利用しない場合は、携帯電話事業者に対し、条例に定める正当な理由を記載した書面の提出(第31条の3 1項)

【正当な理由】①就労している青少年の業務に著しい支障が生ずる

②心身に疾病や障がい等を有する青少年の日常生活に著しい支障が生ずる

③保護者がインターネットの利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧・視聴できないようにする

- ・青少年のインターネット利用の適切管理と家庭でのルールづくり等の努力義務(第31条の5 1項)

3 県の責務

- ・普及啓発・情報提供を通じ、携帯電話事業者の取組に協力(第31条の5 2項)
- ・携帯電話事業者・販売店への立入調査(第45条 1項)
- ・規定を遵守していない場合は、勧告・公表(第31条の4)

図2 岐阜県青少年健全育成条例 改正の概要

を記載した書面の提出を義務付ける条例改正が行われ、青少年のフィルタリング利用の徹底が図られることとなった(図2)。

Ⅲ. ネット安全・安心ぎふコンソーシアムの設立

インターネットの安全利用に取り組む関係者との連携体制を構築し、取組を実施していく中で、下記のような課題が浮かび上がってきた。

- ・携帯電話会社主催の講習会について岐阜県での実施件数が少ない。
- ・学校関係者が特定の企業に研修を申し込むことに抵抗を感じてしまう。
- ・企業と連携した取組をPTA機関紙で紹介しようとしても、特定の企業名を掲載することを受け付けない場合がある。
- ・啓発活動を各団体で実施しているが、統一的なチラシを作るなどの活動をした方が効果的である。

これらの課題を解決するためには、公的機関が窓口となり、関係諸機関が構成員として一体的に取組を行う機関を設立することが望ましいという連携会議の意見をうけ、平成21年2月25日に学識経験者、保護者関係団体、青少年関係団体、企業関係者、学校関係者、教育委員会、行政機関を構成員とする「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」(図3)を設立した。

一方、国では青少年のインターネット利用に関する取組として、文部科学省が「青少年を取り巻く有害環境対策の推進(地域の実情に応じた有害情報対策事業)」として、地域の取組みを支援しており、コンソーシアムでは、関係機関との連携を深め啓発活動をより効果的なものとするため、同事業を受託・実施することとした。

Ⅳ. コンソーシアムにおける取組

コンソーシアムでは、青少年や保護者の情報モラル向

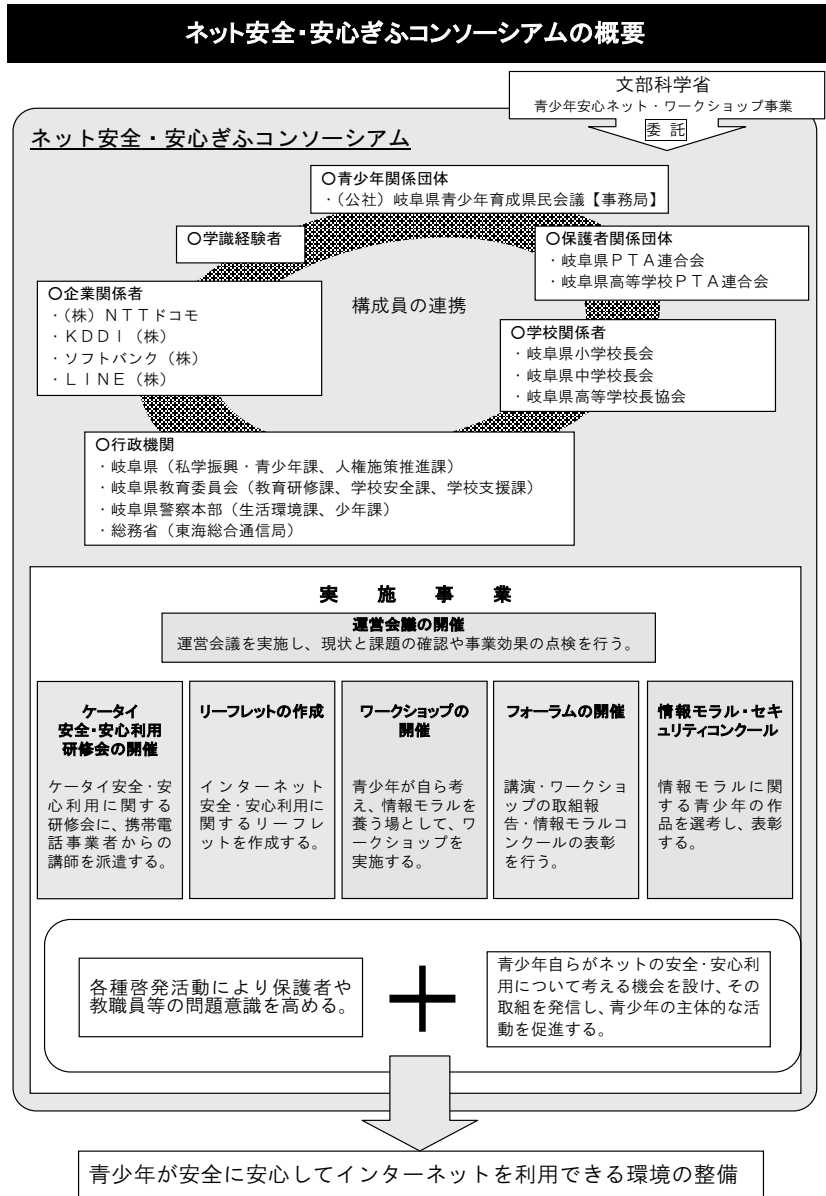


図3 コンソーシアムの概要(平成29年度)

上に関する取組を重点的に推進することとし、実施にあたっては、継続して取り組む事業(図4)と、社会情勢に応じて啓発の内容や対象を変えて行う事業に分けて取り組んだ。

社会情勢に応じて実施した事業は3期に分けられる。

第1期(平成21年度～23年度) 保護者に向けた啓発

コンソーシアムが立ち上がった平成21年度から平成23年度までは、子ども達を守る立場にある大人、特に保護者にフィルタリングの重要性や情報モラルの内容について知ってもらうための啓発活動を重点的に実施した。

＜「ケータイ安全・安心利用研修会」の実施＞

コンソーシアム構成員の携帯電話会社等による児童・生徒・保護者などを対象としたスマートフォンや携帯電話の安全・安心な利用に関する学校や保護者会等での研修会の開催。

研修会では、青少年のインターネット利用の現状や問題点、トラブル事例の説明を通じて安全・安心な使い方を学ぶ。

- ・研修実施企業：(株)NTTドコモ, KDDI (株), LINE (株) (H28年度～)
- ・研修会実施実績

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28
実施回数	42	70	47	79	177	168	171	153

＜保護者向け啓発リーフレットの配布＞

進学等により新たにスマートフォンや携帯電話を購入する児童・生徒が多い3月に、インターネット利用におけるトラブルやフィルタリング利用の必要性を掲載したリーフレットを県内の全小中学生・高校生の保護者へ配布。子どものインターネット利用に関するフィルタリングの必要性、保護者による見守りの重要性を啓発。

- ・配布先：県内の全小, 中学校, 高等学校, 特別支援学校
- ・配布実績：約25万枚 (H21年度～) (リーフレットについては平成28年度版 (図13) を巻末に掲載)

＜ネット安全・安心ぎふフォーラムの開催＞

日々変化する青少年のインターネット利用の現状や、フィルタリングに関する最新情報など青少年を守るために大人が知っておくべき内容に関する講演や、青少年自身が安全・安心なインターネット・スマートフォンの利用方法について考えるワークショップの事例発表を実施。(平成28年度のフォーラムの概要については巻末に掲載のチラシ (図12) を参照)

図4 コンソーシアムにおいて継続して取り組む事業

当時はスマートフォンがあまり普及しておらず、従来型の携帯電話やパソコンによるインターネット利用での被害防止を行っていた。

携帯電話を購入する保護者向け啓発リーフレットを作成し、販売店で配布する取り組みも実施した。

＜携帯電話販売店での啓発＞

- 携帯電話販売店にて、青少年向け携帯電話購入者(保護者)に対してリーフレットを配布。
- ・配布先：NTTドコモ, KDDI, ソフトバンクモバイルの直売店 (直売店以外の弊売店にも協力を依頼)
- ・配布実績：約5万枚 (H21～23年度)

第2期 (平成24年度～25年度) 社会全体に向けた啓発

平成24年頃から高校生のスマートフォン所持率が急速に増加し、無料通話アプリなどでの悪口や仲間はず

＜「インターネットトラブル事例集」の作成＞

- インターネット利用に伴うトラブルに関する事例集を作成
- 県内の小中学校, 高等学校, 各種相談機関への配布とホームページへの掲載

＜各種広報媒体を用いた啓発＞

- フィルタリングサービスの活用等について, 市町村広報誌等に掲載
- 11月の「子ども・若者育成支援強化月間」に合わせ, 岐阜FMのラジオCMと岐阜バスのバスチャンネルにて, 青少年の携帯電話やスマートフォン等の安全な利用を呼び掛け
- ・ラジオCM (放送期間：11月1日～30日)
- ・バスチャンネル (放映期間：11月1日～30日)
- ホームページのリニューアル
- ・保護者や教職員のニーズに対応するため, 新たに「活動紹介」「トラブル事例集」「家庭でのルールづくり」「用語集」を作成するとともに, 青少年が見やすく親しみやすいデザインへとリニューアルした。

れ、出会い系サイトに起因する性犯罪被害など、スマートフォンの利用に伴うトラブルも多様化し、社会全体がかかわるようになった。（内閣府による一連の青少年のインターネット利用環境実態調査）そのため、平成24年度から平成25年度は保護者に加え、社会全体に向け、スマートフォンの利用に伴うトラブルについての啓発を重点的に実施。トラブルの事例や家庭でのスマートフォン利用のルールづくりの必要性についての周知を行った。

第3期（平成26年度～） 青少年自身が考える取組の実施

安全・安心なインターネット利用環境を促進するためには、保護者だけではなく、様々なトラブルに直面する

<中学生向けワークショップ>

平成26年度

○「ぎふ立志リーダー養成塾」ワークショップ
・県内の生徒会役員等として活躍する中学生が、インターネットやスマートフォンの問題点とその対策について考え、より良い使い方のためのルール作りを啓発するポスターを作成。作成したポスターは、県内の全中学校へ配布。（図7はワークショップの様子、作成したポスターは図11参照）

○「グループワーク型」ワークショップ
・中学生同士でインターネットやスマートフォンの利用に関する問題点とその対策について話し合い、ネットいじめやトラブル防止に向けて、生徒自身がスマートフォン等の利用に係る行動指針・ルールづくりを実施。

平成27年度

○「モギ家族会議 親の言い分、子の言い分～高校生と考えるスマホのルール～」
・参加した中学生がそれぞれ保護者役、中学生役として模擬家族となり、高校生からアドバイスを受けながら、それぞれの立場からインターネットやスマートフォンの利用に関する家族のルールづくりを実施。

平成28年度

○「すごろくで学ぶスマホの安全」
・中学生と高校生が1つのグループとなり、高校生が考案した「情報セキュリティすごろく」を使いながらインターネットの正しい利用方法や「ながらスマホ」の危険性等を学習。

図5 中学生向けワークショップの内容

<高校生向けワークショップ>

平成26年度

○高校生同士でスマートフォンやインターネットの利用について話し合い、ルール等を提案する討論会を開催。その様子を県内全高校に配布される岐阜新聞の「高校ダイアリー」に掲載。

平成27年度

○部活動等でインターネットの安全・安心利用に向けて取り組んでいる高校生が、インターネット利用に関する自分たちの体験・考え方を討論。その様子を県内全高校に配布される岐阜新聞の「高校ダイアリー」に掲載。

平成28年度

○インターネット等の利用に伴うトラブルへの注意を喚起するCMを高校生が企画・制作し、岐阜放送においてテレビCMとして放送。

図6 高校生向けワークショップの内容

青少年自身がインターネットやスマートフォンの利用方法について考える必要がある。そのため、平成26年度からは青少年自身が、インターネットやスマートフォンの利用方法を考えるワークショップを実施した。図5は中学生向けワークショップ、図6は高校生向けワークショップの実施内容である。

さらに、青少年が考えた啓発内容を同じ立場の青少年に伝える活動の一環として、IPAが全国的に実施している「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」に応募された岐阜県の児童・生徒の作品（全国表彰作品を除いて）から優秀なものを地域賞として選定し、「ネット安全・安心ぎふフォーラム」で表彰している（表彰作品の例は、巻末の平成28年度啓発用リーフレット



図7 中学生向けワークショップの様子

(図13)に示す)。

V. コンソーシアムによる取組の効果

コンソーシアムによる各種啓発活動や学校での情報モラル教育、携帯電話会社等の関係企業による情報モラル講座など、県全体で青少年の安全・安心なインターネット利用に関する取組が広く行われるようになった。

その結果、取組前の平成20年度と比べ、自分の携帯

電話へのフィルタリング率や情報モラルやマナーについて話題にしたり、携帯電話の利用の仕方が決まったりする家庭の割合が上昇するなど、図8～10に示すように、県内における青少年のインターネット利用に関する意識は向上していると考えられる。例えば、中学校3年生では、

・自分の携帯電話へのフィルタリング設定率
41.2% (H20年度) ⇒ 65.0% (H28年度)

23.8ポイント増

・家庭で情報モラルや携帯電話のマナーについて話を聞いたことがある割合

43.1% (H20年度) ⇒ 63.6% (H28年度)

・家庭内で自分の携帯電話の利用の仕方が決まっている割合

36.2% (H20年度) ⇒ 51.7% (H28年度)

15.5ポイント増

である。

VI. 今後の課題

家庭でのルールづくりやフィルタリング設定をしている中高生の割合が以前より高くなるなど、情報モラルの重要性に対する理解は浸透しつつあるが、より多くの青少年や保護者による安全・安心なネット利用をめざして、さらに継続して啓発を進めるものである。

また、小学生の携帯・スマートフォン所持率が上昇しており、インターネットトラブルはさらに低年齢化していくことが予測される。さらには、中学生から高校

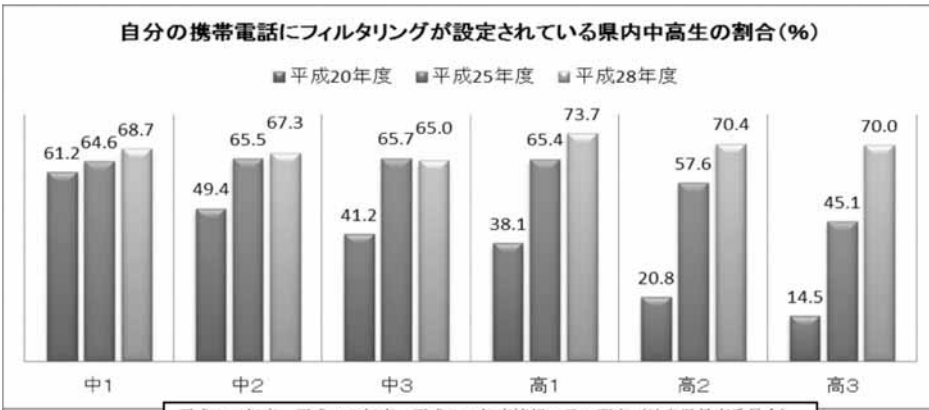


図8 自分の携帯電話にフィルタリングが設定されている県内中高生の割合

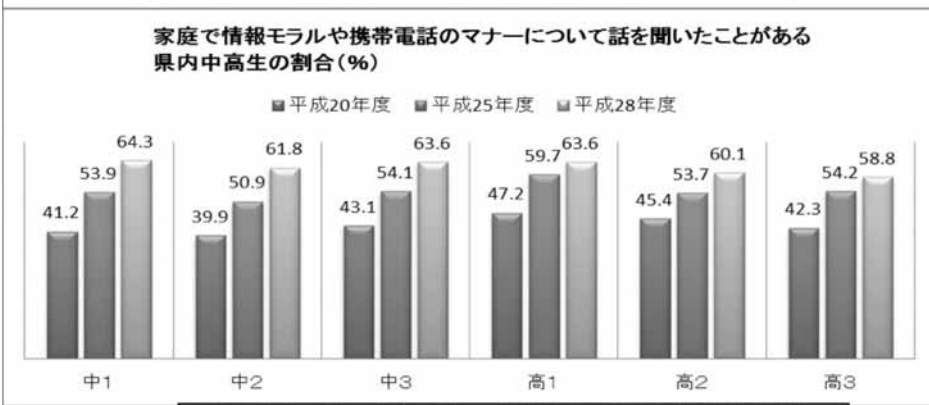


図9 家庭で情報モラルや携帯電話のマナーについて話を聞いたことがある県内中高生の割合

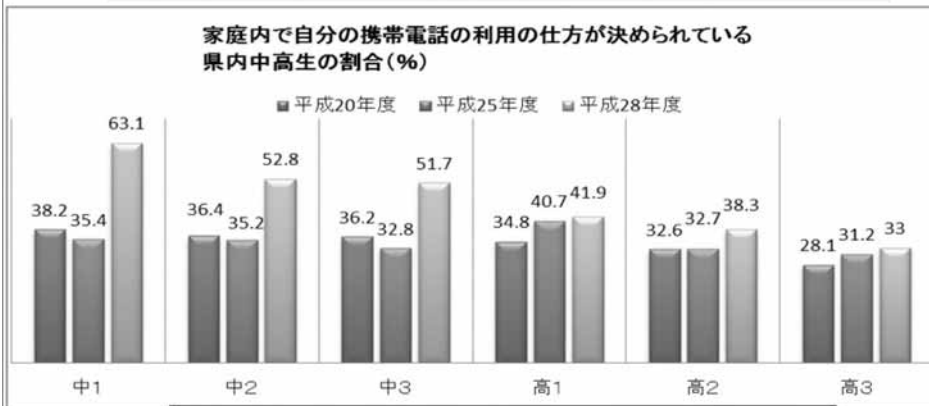


図10 家庭内で携帯電話の利用の仕方が決められている県内中高生の割合

生までのフィルタリング設定率に大きな変化がないことから、早い段階で情報モラルに関する取り組みや啓発をすることは、有効であると考えられる。これまでは中学生や高校生を対象にワークショップ等を実施してきたが、小学生や未就学児の保護者を対象とした取組についても実施していくことが重要である。

ネットの世界は日々状況が目まぐるしく変化しており、新たなトラブルも数多く発生しているため、青少年が安全・安心にネットを利用できるよう、関係者と引き続き協力しながら取組を推進していくことが求められる。

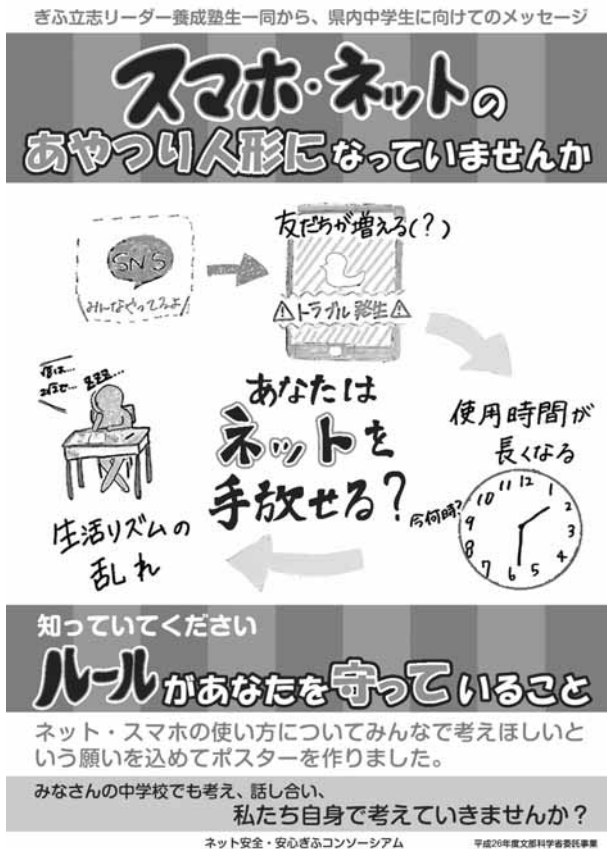


図11 中学生向ワークショップで作成したポスター

参考文献

- ・岐阜県教育委員会(2008)：平成20年度情報モラル調査
- ・岐阜県教育委員会(2013)：平成25年度情報モラル調査
- ・岐阜県教育委員会(2016)：平成28年度情報モラル調査
- ・内閣府：青少年のインターネット利用環境実態調査，
http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html (参照：2017年10月19日)
- ・ネット安全・安心ぎふコンソーシアム，
<http://www.ip.mirai.ne.jp/~g-ikusei/consortium/>
(参照：2017年10月19日)
- ・文部省：青少年を取り巻く有害環境対策の推進，
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm (参照：2017年10月19日)



図12 「ネット安心・安全ぎふフォーラム」チラシ

ネットの危険から子どもたちを守るために

保護者の皆様へ

皆様の見守りが、子どもたちをネットのトラブルから守ります

ネット依存に陥る子どもが増えています!

1日3時間以上ネットやメールをしている生徒
中学生22%・高校生38%

ネットでは他人を傷つけがちです!

携帯電話を使いネットの掲示板やTwitterに投稿した10代のうち、他人の悪口など「悪意ある投稿」をした人は、21%

ネット上で知り合った人に実際に会う中高生が増加!

インターネット上で知り合った人や友達がいる人(※)のうち、実際に会った経験がある人は、中学生では24%、高校生では35%!

ネット利用に関する約束を親子で話し合みましょう

約束づくりのポイント

- 親子双方が納得した上で、ルールを決める。
- ルールを守らなかった時のペナルティを決める。
- 保護者もインターネットの危険性について積極的に学ぶ。
- 子どもたちは友達同士でそれぞれの家庭のルールを尊重する。

ネット安全・安心なコンソーシアム

フィルタリングは子どもたちの味方です!

ネット犯罪被害に遭った子どもの約8%がフィルタリングを設定していません!!

H28.10施行 岐阜県青少年健全育成条例により、青少年(18歳未満)が使用する携帯電話(スマートフォンなど)には、フィルタリングサービスを利用しない場合は、正当な理由が必要です!

フィルタリングサービスを利用

販売店から、有償情報購買のリスクやフィルタリングサービスの説明を受けます。

- 携帯電話回線 (ORIGINAL LTE, 4G/LTE)
- 無線LAN回線 (Wi-Fi)
- アプリケーション (OS, 1.7~4.2)

無線LAN回線やアプリケーションについては、保護者が設定する必要がありますが、販売店が設定をサポートしてくれます。子どもに携帯電話を渡す前に、確実にフィルタリングの設定ができていない場合は、パスワードは子どもに教えないようにしましょう。

フィルタリングとは アダルト・出会い系・暴力・違法サイトなどの青少年に見せたくない有害サイトの閲覧を制限する機能のことです。(スマートフォンでは、アプリケーションのダウンロード・利用制限もこれに含まれます。)

フィルタリング豆知識!

フィルタリングを設定しても、LINEなどの無料通話アプリや動画閲覧サイトなどは個別に利用可能にすることができます。決してフィルタリング全廃を望まないでください。

格安スマホにもフィルタリングは必要です! 携帯会社からフィルタリングサービスが提供されていない場合は、フィルタリングアプリをダウンロードしてください。

ネット安全・安心なコンソーシアム

ネット安全・安心なコンソーシアムは、行政、学校、保護者、青少年育成団体、携帯電話事業者等が連携し、青少年のインターネット・携帯電話の安全・安心利用の推進に向けて、各種活動を実施する組織です。

ネットの安全・安心利用について、すぐらくCMを制作しました!

県内高校生が、ネットの安全・安心な利用について、「すぐらく」とCMを制作しました。コンソーシアムホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

URL <http://www.jp.mirai.ne.jp/~gikusei/consortium/>
または、<http://www.gikusei.com>

〒500-8570 岐阜県岐阜市西町2-1-1 岐阜県私立学園・青少年関係(公社)岐阜県青少年育成市民会館
ネット安全・安心なコンソーシアム事務局 TEL 058-272-8228 FAX 058-278-2812
E-mail gikusei@jp.mirai.ne.jp

ネットでも困った時の相談窓口

- 総務省 電話相談被害救済センター (電話相談サービスでのトラブル)
TEL 058-871-8183 (09時～18時)
- 違法・有害情報相談センター (インターネット上の違法・有害情報などに関する相談)
TEL 058-871-8183
- 児童相談所 (児童虐待の相談・通報の受付)
- 岐阜県警察本部 (警察24時間相談) (犯罪被害の未然防止や市民の安全に関する相談)
TEL 058-272-8110 (24時間)
- 岐阜県警察サイバー犯罪110課 (サイバー犯罪に関する相談)
TEL 058-272-8110
- 岐阜県警察サイバー犯罪110課 (フィッシング詐欺に関する相談)
TEL 058-272-8110
- 岐阜県警察 少年サポートセンター (いじめ・少年事件などに関する相談)
TEL 0180-793-830 (4時～18時) TEL 0180-793-8302 (09時～18時)
- 県民生活相談センター (確定申告・契約のトラブルなどの相談)
TEL 058-877-1009
- 岐阜県人権啓発センター (インターネットによる人権侵害などのトラブル)
TEL 058-272-8282 (9時～17時)
- 岐阜県教育委員会 学校安全課 教育相談課 (いじめ・不登校などの学校生活でのトラブル)
TEL 058-271-8329

IPA「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」2016 ネット安全・安心なコンソーシアム会長賞受賞作品

ポスター部門

ネットでは苦悩の苦しみを消しません

みんなの悩みを解決しよう

4コマ漫画部門

ネットは怖いけど、みんなの悩みを解決しよう

標語部門

その言葉、神も鬼も割り出す

皆よりしゃべる時間がへったよ...

いやなことネットに入れず向き合おう

図13 保護者向け啓発リーフレット(H28)

<http://www.jp.mirai.ne.jp/~gikusei/consortium/document/28n-leaflet.pdf>